

第 8 6 号議案

足立区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

足立区勤労福祉会館条例（昭和 5 4 年足立区条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条各号列記以外の部分中「区長が必要と認めるときは」を「第 1 4 条第 1 項の規定により会館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、必要と認めるときは、区長の承認を得て」に改める。

第 7 条第 1 項中「使用の承認を受けた者」を「第 6 条第 1 項の規定により、使用の承認を受けた者」に改める。

第 1 1 条第 2 号中「区長」を「指定管理者」に改め、同条第 4 号を次のように改める。

（ 4 ） 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

第 1 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設又は付帯設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、区長の承認を得たときは、この限りでない。

第 1 3 条中「会館の施設等に損害を与えた場合」を「施設の使用に際し、施設又は付帯設備に損害を与えたとき」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 指定管理者は、施設又は付帯設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除するこ

とができる。

第14条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第14条 会館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で区長が指定する指定管理者に行わせることができる。

2 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認められた場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

第15条を第18条とし、第14条の次に次の3条を加える。

(指定管理者の指定)

第15条 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により会館の目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

3 区長は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第16条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条に規定する事業(区長の権限に属するものを除く。)

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が会館の管理運営に必要と認める業務

(管理の基準)

第17条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

2 指定管理者及び会館の管理の業務に従事している者(以下「従事者」

という。)は、会館を利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、会館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定及び第15条を第18条とし、第14条の次に3条を加える改正規定(第15条の規定に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(提案理由)

勤労福祉会館の管理を指定管理者に行わせるとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。